

飯塚市新型コロナウイルス感染症に係る保育施設等及び障がい児通  
所・入所事業所PCR検査及び抗原検査キット交付事業実施要綱

令和3年9月9日

飯塚市告示第277号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の保育施設等及び障がい児通所・入所事業所(以下「施設等」という。)において、従事者又は利用者に微熱を含む発熱、せき、喉の痛みその他の体調不良(以下「症状」という。)がある場合に、感染症の早期発見に資するため、市が交付する新型コロナウイルス感染症PCR検査キットにより検査を実施し、また新型コロナウイルス感染症抗原検査キットを交付し、利用者が安心して利用できる施設環境を整えることにより、感染拡大を防止することについて、必要な事項を定めるものとする。

(検査対象者)

第2条 PCR検査及び抗原検査の対象となる者は、飯塚市内に所在する別表に掲げる施設等の従事者又は利用者で、症状がある者とする。この場合において、従事者及び利用者の居住地は問わないものとする。

(PCR検査の申請)

第3条 PCR検査は、市が施設等に交付するPCR検査キットを用いるものとする。

2 PCR検査を希望する施設等の代表者は、飯塚市新型コロナウイルス感染症に係る保育施設等及び障がい児通所・入所事業所PCR検査申請書(以下「PCR検査申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(PCR検査の承認)

第4条 市長は、前条のPCR検査申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、飯塚市新型コロナウイルス感染症に係る保育施設等及び障がい児通所・入所事業所PCR検査承認通知書及び検査キットを、適当と認められないときは飯塚市新型コロナウイルス感染症に係る保育施設等及び障がい児通所・入所事業所PCR検査否認通知書を申請者に交付するものとする。

(PCR検査の実施)

第5条 受検が承認された施設等の代表者は、交付されたPCR検査キットを用いて対象者の検体を採取し、検体を市を通じて検査機関に送付するものとする。

2 PCR検査キットを用いてPCR検査を実施した施設等の代表者は、PCR検査の結果を検査結果報告書により、すみやかに市長に報告しなければならない。

(抗原検査キットの交付申請)

第6条 抗原検査は、市があらかじめ施設等に交付する抗原検査キットを用いるものとする。

2 抗原検査キットの交付を希望する施設等の代表者は、飯塚市新型コロナウイルス感染症に係る保育施設等及び障がい児通所・入所事業所抗原検査キット交付申請書(以下「抗原検査キット交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(抗原検査キットの交付承認)

第7条 市長は、前条の抗原検査キット交付申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、飯塚市新型コロナウイルス感染症に係る保育施設等及び障がい児通所・入所事業所抗原検査キット交付承認通知書及び検査キットを、適当と認められないときは飯塚市新型コロナウイルス感染症に係る保育施設等及び障がい児通所・入所事業所抗原検査キット交付否認通知書を申請者に交付するものとする。

(抗原検査の実施)

第8条 抗原検査キットの交付を受けた施設等の代表者は、抗原検査対象者が発生した場合に交付された抗原検査キットを用いて抗原検査を実施するものとする。

2 抗原検査キットを用いて抗原検査を実施した施設等の代表者は、抗原検査の結果を検査結果報告書により、すみやかに市長に報告しなければならない。

(検査キットの費用負担)

第9条 検査キットの費用は、無料とする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第2条関係)

保育施設等	保育所、保育園、認定こども園、届出保育施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2の規定に基づき、福岡県知事に同条に定める事項を届出している認可外保育施設をいう。)、
-------	---

	幼稚園
障がい児通所・ 入所事業所	児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障がい児入所支援